

# 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第11回本部員会議

## 次 第

日時 令和2年5月29日（金）

午後2時45分から

場所 別館9階 特別第1会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| (1) 新型コロナウイルス感染症の県内の状況           | 資料1   |
| (2) 政府の基本的対処方針の概要                | 資料2   |
| (3) 静岡県実施方針（案）                   | 資料3・4 |
| (4) 「ふじのくにシステム」に基づく移動に関する行動制限（案） | 資料5   |
| (5) 各部局からの報告                     | 資料6・7 |

### 3 知事からの指示

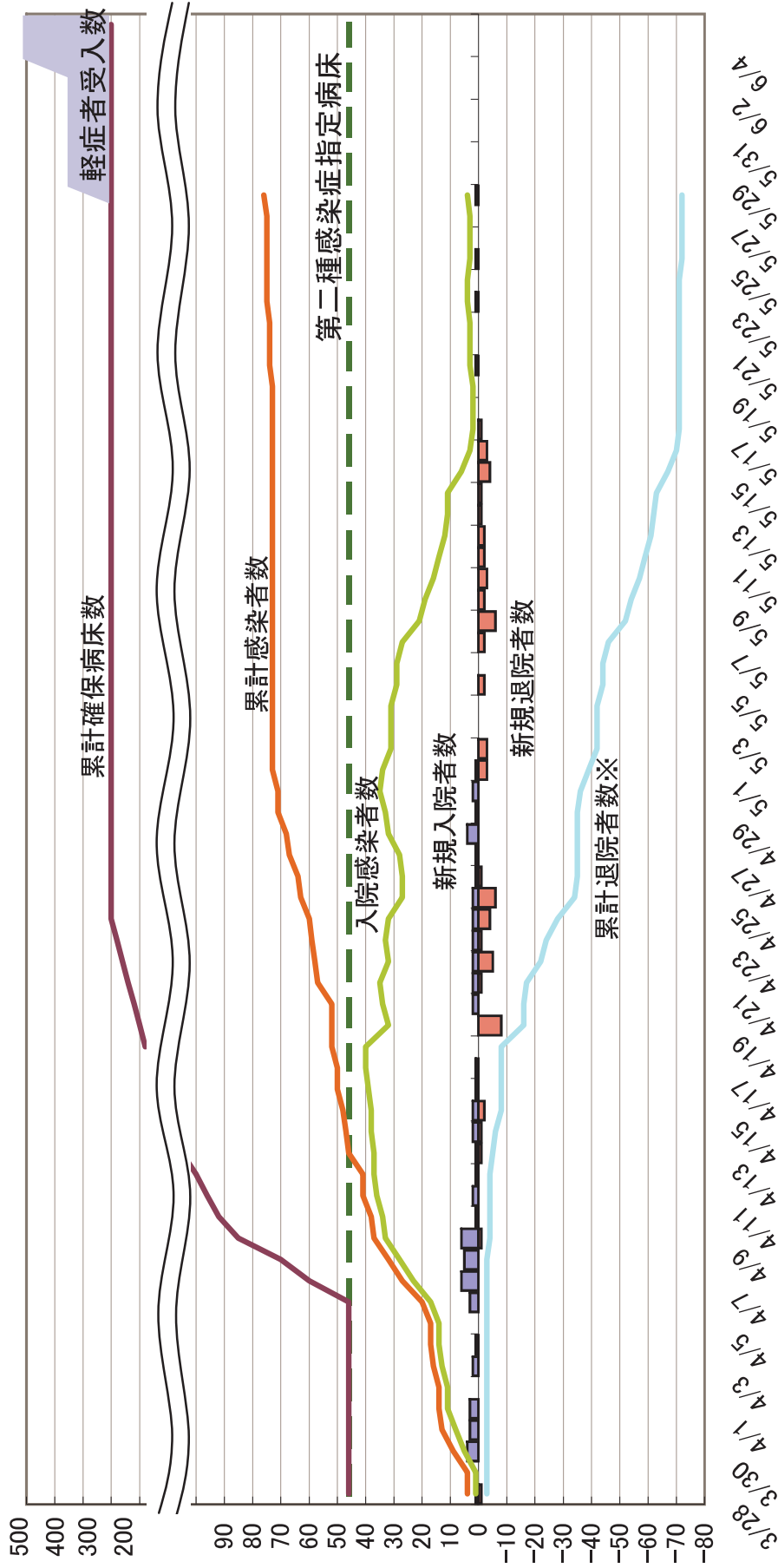
## 静岡県の新型コロナウイルス感染症対策の現状(令和2年5月29日)

## 感染症の状況(政令市を含む全県の状況)

区 分	状 況												
1 患者発生状況	<p>県内発生患者 76 人</p> <p>月別新規患者数の発生状況 (5/28 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2 月</th> <th>3 月</th> <th>4 月</th> <th>5 月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>10 人</td> <td>61 人</td> <td>4 人</td> <td>76 人</td> </tr> </tbody> </table>	2 月	3 月	4 月	5 月	合計	1 人	10 人	61 人	4 人	76 人		
2 月	3 月	4 月	5 月	合計									
1 人	10 人	61 人	4 人	76 人									
2 入院者数	<p>県内感染症指定医療機関等の入院状況 (5/28 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現在入院数</th> <th>感染症指定医療機関</th> <th>一般病院</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関数</td> <td>2 施設</td> <td>0 施設</td> <td>2 施設</td> </tr> <tr> <td>患者数</td> <td>4 人</td> <td>0 人</td> <td>4 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔退院者数(自宅療養者、死亡退院含む) 72 人 自宅待機者数(入院調整中) 0 人</p>	現在入院数	感染症指定医療機関	一般病院	計	医療機関数	2 施設	0 施設	2 施設	患者数	4 人	0 人	4 人
現在入院数	感染症指定医療機関	一般病院	計										
医療機関数	2 施設	0 施設	2 施設										
患者数	4 人	0 人	4 人										
3 PCR検査件数	<p>5,821 件 (1/22 から 5/27 まで)</p> <p>行政検査分 : 3,725 件 (県 1,660 件 静岡市 1,074 件 浜松市 991 件)</p> <p>民間検査分 2,096 件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 月 1 日～31 日 平均 21 件/日 (行政検査のみ)</li> <li>・ 4 月 1 日～30 日 平均 65 件/日 (行政検査のみ)</li> <li>・ 5 月 1 日～27 日 平均 32 件/日 (行政検査のみ)</li> <li>・ 5 月 1 日～27 日 平均 71 件/日 (行政+民間)</li> </ul>												
4 帰国者・接触者相談センター相談受付件数	<p>41,672 件 (2/10 から 5/27 まで)</p> <p>県 22,569 件 静岡市 7,815 件 浜松市 11,288 件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 月 1 日～31 日 平均約 280 件/日</li> <li>・ 4 月 1 日～30 日 平均約 690 件/日</li> <li>・ 5 月 1 日～27 日 平均約 330 件/日</li> </ul>												
5 帰国者・接触者外来受診件数	<p>2,063 件 (2/10 から 5/27 まで)</p> <p>県 1,270 件 静岡市 254 件 浜松市 539 件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 月 1 日～31 日 平均 11 件/日</li> <li>・ 4 月 1 日～30 日 平均 40 件/日</li> <li>・ 5 月 1 日～27 日 平均 17 件/日</li> </ul>												
6 帰国者・接触者外来設置状況	36 医療機関に設置 (5/28 現在)												
7 入院受入可能病床	<p>200 床を確保 (第二種感染症指定医療機関及び一般医療機関)</p>												

# 静岡県の感染者・入院者等の推移

(2020年5月28日版)



※ 累計退院者数には自宅待機中に陰転化した者及び死亡者(1人)を含む

## 静岡県の感染拡大状況

指標 週	感染拡大状況評価指標 (◎重点指標)					感染流行期
	◎(1) 1週間の新規 感染者数 (人口10万人当たり)	◎(2) 1週間の 感染経路 不明者数	(3) = (2) / (1) 感染経路 不明の 感染者率	(4) PCR 検査陽性率	◎(5) クラスター 発生状況	
5月14～20日	1人 (0.03人)	0人	0%	0.2%	発生なし	感染限定期
5月21～27日	2人 (0.06人)	1人	50%	0.5%	発生なし	感染限定期

## 第2波に向けた備え～健康福祉部の今後の取組～

### 1 受入病床数の拡充

[現状]

	入院患者の受入割当病床数	確保想定病床数	軽症者療養施設
病床数等	200床	400床	155室

[今後]

- ・受入割当病院に対する空床補償を充実するなど病院経営の支援を強化し、病床確保

### 2 地域外来・検査センターの拡充

[現状]

医療圏	設置済	予定	医療圏	設置済	予定
賀茂			静岡	3	
熱海伊東		1	志太榛原		1
駿東田方		1	中東遠		2
富士	2		西部	1	
			合計	6	5

[今後]

- ・予定となっている市町への支援を強化
- ・圏域内での受入調整の実施

### 3 軽症者療養施設の拡充

	総数	現在確保数	確保の進め方
室数	300室	155室	東部、西部地域については、第2波が起こった場合に、直ぐに開設できるように、事前に協定を結んでおくことにより確保を目指す

### 4 医療従事者のスキル向上

- ・受入病院のスタッフによる症例検討会を開催し、患者への対応のスキル向上

## 5 医療従事者支援策の充実

- ・「新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金」を活用した医療従事者支援
- ・医療従事者が帰宅できない場合の宿泊施設の確保支援
- ・産前休暇中の医療従事者の代替職員の確保支援 など

## 6 衛生資材等の確保

第2波と冬季におけるインフルエンザとの同時流行に備え備蓄

- ・サージカルマスク
- ・N95マスク
- ・フェイスシールド
- ・アイソレーションガウン
- ・検体採取資材 など

バイ・シズオカの推進

- ・県内事業者への発注 5件
- ・県ホームページ登録事業者数 51件

## 7 冬季におけるインフルエンザとの同時流行への対策の検討

- ・感染症対策専門家会議における検討の実施
- ・インフルエンザ予防接種の推奨
- ・インフルエンザワクチンの早期製造と調達を国へ要望

令和2年5月29日

## 政府の基本的対処方針（5月25日変更）の概要

## 1 対処方針の基本的考え方

- ・緊急事態宣言解除後は、一定期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済活動レベルを引上げ  
〔上記の前提〕新しい生活様式の定着、業種ごとに策定のガイドライン等の実践  
〔一定期間〕①期：5/25～6/18、②期：6/19～7/9、③期：7/10～7/30
- ・再度、感染拡大が認められた場合は、的確な経済・雇用対策を講じつつ、速やかに強い感染拡大防止対策を実施

## 2 対処方針の主な内容

項目	政府対処方針の内容（5/25 変更）
外出の自粛等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不要不急の帰省や旅行など、都道府県を跨ぐ移動は自粛（～5/31）</li> <li>○5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域との移動は慎重に対応（①期：～6/18） （※6/19以降の都道府県を跨ぐ移動制限はなくなる。）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光振興は、まずは県内観光から（①期：5/25～6/18）</li> <li>○県外からの呼び込み（②期：6/19～） （※8月を目途にGoToキャンペーンによる支援）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クラスター発生施設等への外出自粛を5/31まで促し、それ以降はガイドラインの策定や感染防止対策を前提として、6/1から自粛要請等の緩和を検討</li> <li>○安全性確保が困難と想定される施設（接待を伴う飲食店、ライブハウス等）は、施設や業態の特性等に応じた感染防止策に関して、更に検討された結果を踏まえ、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられる場合は、自粛要請等の緩和を検討（②期：6/19～）</li> </ul>
催物の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○移行期間（①～③期）ごとに、段階的に規模要件を緩和（人数上限等） ①屋外200人、屋内100人、②屋内外1,000人、③屋内外5,000人、 〔8月以降〕人数上限なし（※屋内は、定員の50%以内）</li> <li>○全国的イベント（スポーツ試合等）は、②期（6/19～）から無観客で開催、③期（7/10～）から5,000人又は定員の50%で開催等</li> </ul>

# 静岡県実施方針（案）

令和 2 年 5 月 29 日  
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、緊急事態解除宣言を行うとともに、基本的対処方針を改正した。

新たな基本的対処方針では、今後、「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、外出の自粛要請等を緩和するなど、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされた。

国では、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物の開催制限等を、6月19日ごろ、7月10日ごろと段階的に緩和するとしている。

本県では、こうした国の方針を参考に、県内外の感染状況や他県の自粛要請緩和の動向等を踏まえ、以下の方針により、本県の新型コロナウイルス感染症対策を実施する。

なお、6月19日以後の移動制限や催物の開催制限の大幅緩和を念頭に置きつつ、引き続き、原則として毎週金曜日に「警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」を発表する。

再度、感染拡大が認められた場合は、実施方針を速やかに見直し、感染拡大防止対策を強化する。

## 1 対象とする期間

令和2年6月1日（月）からとする。

## 2 対象とする区域

静岡県全域

## 3 警戒レベル

警戒レベル3（県内：注意、県外：警戒）

## 4 実施する内容

### （1）「新しい生活様式」の定着に向けた啓発（別添資料1、2）

県民や事業者に対し、「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を呼びかける。

事業者に対し、在宅勤務、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。



## (2) 県内で行う行動に関する行動制限の要請

### ① 県民の外出の自粛

繁華街の接待を伴う飲食店等、これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」のある場については、引き続き、外出を避けるよう呼びかける。

こうした施設への外出自粛の緩和については、業種組合が作成するガイドライン等に基づく感染防止対策が講じられてからとする。

### ② 催物（イベント等）の開催制限（別添資料3、4）

催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、6月19日ごろから、7月10日から、8月1日からの3段階で、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、規模要件（人数上限）を緩和していく。その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付する。

また、催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるか等）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、講じるべき感染防止策を実施するよう、主催者に求める。

なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなスポーツの試合等については、段階的な緩和を図っていく中で（6月19日からの段階を想定）、まずは無観客での開催を求める。

上記の移行期間において、各段階の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知する。

感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

ただし、再度、感染拡大が認められた場合には、開催制限緩和の方針を速やかに見直す。

### ③ 施設管理者への感染防止策の徹底の要請

業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン等を参考に、施設ごとの感染防止対策に万全を期すよう、働きかける。

### (3) 県境を跨ぐ移動に関する行動制限の要請

6月18日までの間においては、5月25日に緊急事態措置が解除された5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）との間の不要不急の移動については、回避するよう呼びかける。

その他の府県への移動制限については、定期的に発表する警戒レベル及びそれに応じた「移動に関する行動制限」に基づく行動を呼びかける。

6月19日以降については、県境を跨ぐ移動に関する行動制限を大幅緩和するとの方針を念頭に置きつつ、6月15日までに行動制限の内容を公表する。

### (4) 医療提供体制

第2波に備え、受入病床数の拡充、地域外来・検査センターの設置の促進、軽症者療養施設の拡充、衛生資材・医療資材の確保を着実に進める。

また、医療提供体制の確保のため、医師の判断に基づき妊産婦や手術を要する方のPCR検査等を積極的に実施するとともに、治療体制の充実のため医療機関によるECMOや人工呼吸器等、必要な機器の整備を促進する。

### (5) 学校教育活動

地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、再開した教育委員会の学校教育活動を支援する。

### (6) 地産地消「バイ・シズオカ」の推進

県内の生産者、販売者、施設管理者などにおいては、需要の大幅な縮小によって、大変厳しい状況、死活問題となっている。

これを、県民の共助で乗り越えていくため、県民に県産品の購入や県内施設の利用を呼びかける。その消費行動の変化・変容を一時的なものとするのではなく、新しい暮らし方を静岡に定着させていく、バイ・シズオカの実践をお願いする。

# 「新しい生活様式」実践例(抜粋)

<p>公共交通機関の利用</p> 	<p>感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い</p> 	 <p>◆外出時、屋内で会話するときは症状がなくてもマスク着用</p>	 <p>◆人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける</p>
<p>◆会話は控えるに ◆混んでいる時間帯は避ける</p>	<p>◆家に帰ったら手や顔を洗う</p>	<p>◆大皿を避けて、料理は個々に ◆持ち帰りや出前、デリバリーを利用</p>	<p>◆公園はすいた時間、場所を選ぶ ◆ジョギングは少人数で</p>
<p>働き方</p> 	<p>冠婚葬祭などの親族行事</p> 	<p>◆多人数での会食を避ける ◆発熱・風邪症状がある場合には参加しない</p>	<p>◆テレワークや ローテーション勤務 ◆会議はオンライン</p>
<p>◆公園はすいた時間、場所を選ぶ ◆ジョギングは少人数で</p>	<p>◆多人数での会食を避ける ◆発熱・風邪症状がある場合には参加しない</p>	<p>◆大皿を避けて、料理は個々に ◆持ち帰りや出前、デリバリーを利用</p>	<p>◆公園はすいた時間、場所を選ぶ ◆ジョギングは少人数で</p>

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

イベント開催制限の段階的緩和の目安 (その1) 【別紙】

- 「新しい生活様式」に基づき行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

< 基本的な考え方 >

時期	収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内 50%以内 屋外 十分な間隔 *できれば2m	100人 200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内 50%以内 屋外 十分な間隔 *できれば2m	1000人 1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内 50%以内 屋外 十分な間隔 *できれば2m	5000人 5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内 50%以内 屋外 十分な間隔 *できれば2m	上限なし 上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

# イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

## ＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>全国的移動を伴うもの</small>	お祭り・野外フェス等
<b>【移行期間】</b> ステップ① 5月25日～	○ <b>【100人又は50%<sup>(注)</sup></b> (屋外200人) *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ <b>【100人又は50%】</b> *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	△ <b>【100人又は50% (屋外200人)】</b> *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○ <b>【1000人又は50%】</b> *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ <b>【1000人又は50%】</b> *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ <b>【無観客】</b> (ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○ <b>【5000人又は50%】</b> *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ <b>【5000人又は50%】</b> *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ <b>【5000人又は50%】</b> *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
<b>【移行期間後】</b> 感染状況を見つつ、 8月1日 を目途 *ステップ③から約3週間後	○ <b>【50%】</b> *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ <b>【50%】</b> *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ <b>【50%】</b> *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援	△ <b>【十分な間隔】</b> (できれば2m) *感染状況を踏まえて、判断。

別添資料4

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

令和 2 年 5 月 29 日

## 新型コロナウイルス感染症に係る経済・雇用対策有識者会議

(経済産業部)

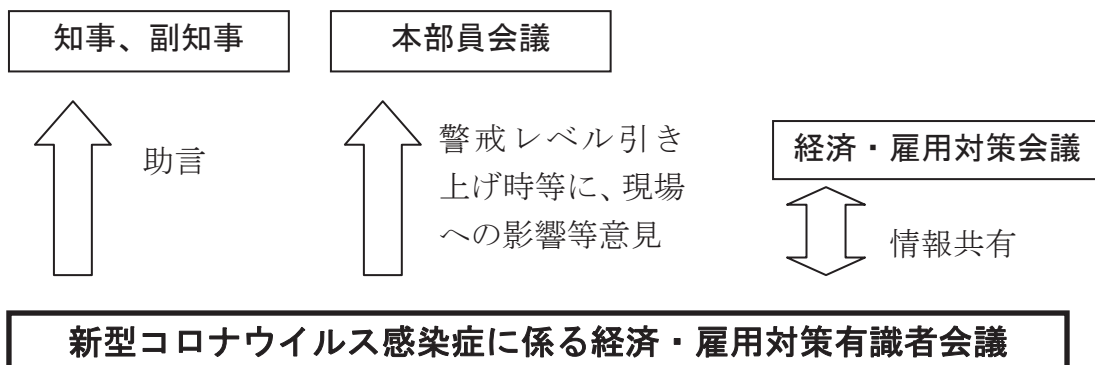
### 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症防止対策と社会経済活動の両立を図りつつ、状況の変化に応じた的確な経済・雇用対策を実施するに当たり、県内経済界、労働界の代表者から広く助言等をいただくため標記会議を設置する。

### 2 メンバー

	所属	役職	氏名
1	一般社団法人静岡県経営者協会	会長	中西 勝則
2	一般社団法人静岡県商工会議所連合会	会長	酒井 公夫
3	静岡県商工会連合会	会長	前澤 侑
4	静岡県中小企業団体中央会	会長	諏訪部 敏之
5	静岡県農業協同組合中央会	代表理事会長	鈴木 勝
6	静岡県森林組合連合会	会長	中谷 多加二
7	静岡県漁業協同組合連合会	代表理事会長	藪田 国之
8	日本労働組合総連合会静岡県連合会	会長	中西 清文

### ○実施イメージ



新型コロナウイルス感染症に係る経済・雇用対策有識者会議

## 緊急事態宣言の全面解除を踏まえた県内経済活動について

5月25日、新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言が、最後まで残っていた東京、北海道など5都道県を含め全面的に解除された。県では、「新型コロナウイルス感染症に係る経済・雇用対策有識者会議」の委員の皆様から意見等を聴取したので報告する。

### ■各有識者の見解要旨

- 感染症防止対策があつての経済活動。その両立を図りつつ進めなければならない。旅館、ホテルの方も今は全面的に営業できない。「少しずつ」の判断が難しい業種もある。まだ多くの人に不安な気持ちが残る中、このたび、県が示した「観光施設・宿泊施設」の指針は、ガイドラインとして非常に良いものだと思う。こうしたものをしっかりと徹底し、PRしていくことも大切である。
- 第2波の恐れもあり、まずは感染症をしっかりと押さえ込むことが大切。旅行なども、感染症対策をしっかりと行って、県内で県内のお客様を受け入れることから始めるなど、消費者のマインドをつくっていかないといけないのではないかと思う。
- 東京が何とか一定の水準を保っているとはいうものの、新型コロナウイルスの第2波に警戒しなければならない。感染症防止対策の効果や状況を見た上で、経済活動も両立を図っていかなければならない。
- 宿泊・観光業などが大きな打撃を受けている。まずは、県域内での旅館・ホテルなどの利用を図っていく形となるのでは。お客様は感染リスクを恐れて簡単には戻らない。県の観光・宿泊施設基準などを元に、安心して利用できる環境を整えて、それらをPRし、誘客を図っていくことが必要ではないか。
- ワクチン開発ができるまでは、感染症の防止対策と経済活動とのバランスは慎重に図っていくべき。一般的にも、まだまだ様々な大会などを自粛したりしている。ワクチン開発までいかないと不安の払拭までは難しいのでは。
- 経済活動の再開を一定の目標・期限を定めて進めていくことも有りだと思うが、まだ誰もが不安を持っている状態。特に静岡は首都圏と関西圏の中間にあり、現時点では、県を跨いで移動はリスクが上がってくるのではないかと不安があるだろう。感染症の状況のチェックや病床確保などの医療のバックアップ体制など、感染症防止対策と経済活動との調和を図っていくことが一番大切である。



- 経済活動は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、守るべきところは守って、徐々に広げていくしかないが、バランスのとり方が非常に難しい。地域や職種によっても違うので配慮が必要。
- 経済活動の再開は、感染症防止対策と両立していく形でバランスをとって進めていくことが大切。静岡県は「ふじのくに基準」を設けており、県内の企業や生活者を守る視点から、基準に照らし適切に判断をお願いしたい。
- 緊急事態が解除されて、鉄道、バスなどの利用も増加してくると思うが、テレワークや時差出勤などの継続は、感染症防止対策にも資するものであり、そうした努力や配慮も忘れないことが大事である。

5月29日（金）現在は「警戒レベル3（県内注意、県外警戒）」です。

現在、感染拡大が限定的（感染限定期）となっているのは、県民の皆様の御努力や御協力の賜物です。これからも、一人ひとり、行動に気をつけていただき、皆さん一緒に一日も早い日常の回復を目指しましょう。

以下のような行動を心がけていただくようお願いいたします。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

◎ **新型コロナウイルスに感染しないためには、見えない感染者（※）**

（自分が感染していることに気付いていない人）に、

「**近づく可能性をどうすれば減らすことができるか**」

「**知らずに会っても、うつらないようにできるか**」が、**大切**です。

◎ 県内の感染は、その多くが感染経路を特定されており、ウイルスは感染拡大地域から持ち込まれたものです。現状を見ると、県内に、見えない感染者がいる可能性は、県外と比べると相対的に低いものと考えられます。

◎ 一方、**直近まで、特定警戒都道府県であった北海道、東京都など首都圏（4都県）及び人口10万人当たりの感染者数が多い石川県、愛媛県、福岡県は、見えない感染者が市中にいる可能性がより高い**と言えます。

◎ 感染の状況は地域で異なるので、訪問先又は来訪者の地域ごとに行動を変えていただくことが必要です。

◎ 県内移動に関する行動制限

**3密を避けるなど「新しい生活様式」（別添）を徹底**してください。

◎ 県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

[※6月1日以降の基準です。5月31日までは、都道府県を跨ぐ移動はできる限り回避（山梨県は新しい生活様式の徹底により可）をお願いします。]

1 本県を出発する皆様へ

（静岡県の独自の評価によるものであり、外出の検討にあたっては、訪問先の県等が発表している行動制限を尊重してください。）

(1) **全ての外出について、「新しい生活様式」を徹底**してください。

(2) 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛媛県、福岡県には、**やむを得ない事情がある場合を除き、「訪問を回避」**してください。

・ 訪問が、本当に今必要なものであるか、御自身で改めて考えて御判断ください。  
訪問に代わる手段で対応ができないか、御検討ください。

※北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県は、5月25日の政府対処方針により、この地域との間の移動は、6月18日まで慎重に対応するよう示されています。また、人口10万人当たりの1週間の感染者数が多い石川県、愛媛県、福岡県につきましても、今しばらく注意が必要です。

(3) (2)に掲げた都道府県及び山梨県を除くその他の府県への訪問は、移動の必要性を慎重に判断してください。また、全ての移動に際して、「新しい生活様式」の徹底をお願いします。

## 2 本県を訪問される皆様へ

(帰省する方、訪問者には、県民の皆様からも呼びかけてください。)

- ・ (1) の地域の方から、本県への訪問の照会があった場合には、訪問が、本当に今必要のものであるか、先方と改めて御検討ください。
- ・ また、移動に際しての交通手段や移動の際の「新しい生活様式」に基づく行動の徹底にも配慮してください。

(1) 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛媛県、福岡県の皆様には、本県への訪問の「自粛」をお願いします。


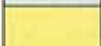



(2) (1) に掲げた都道県及び山梨県を除くその他の県の皆様には、慎重な行動をお願いします。

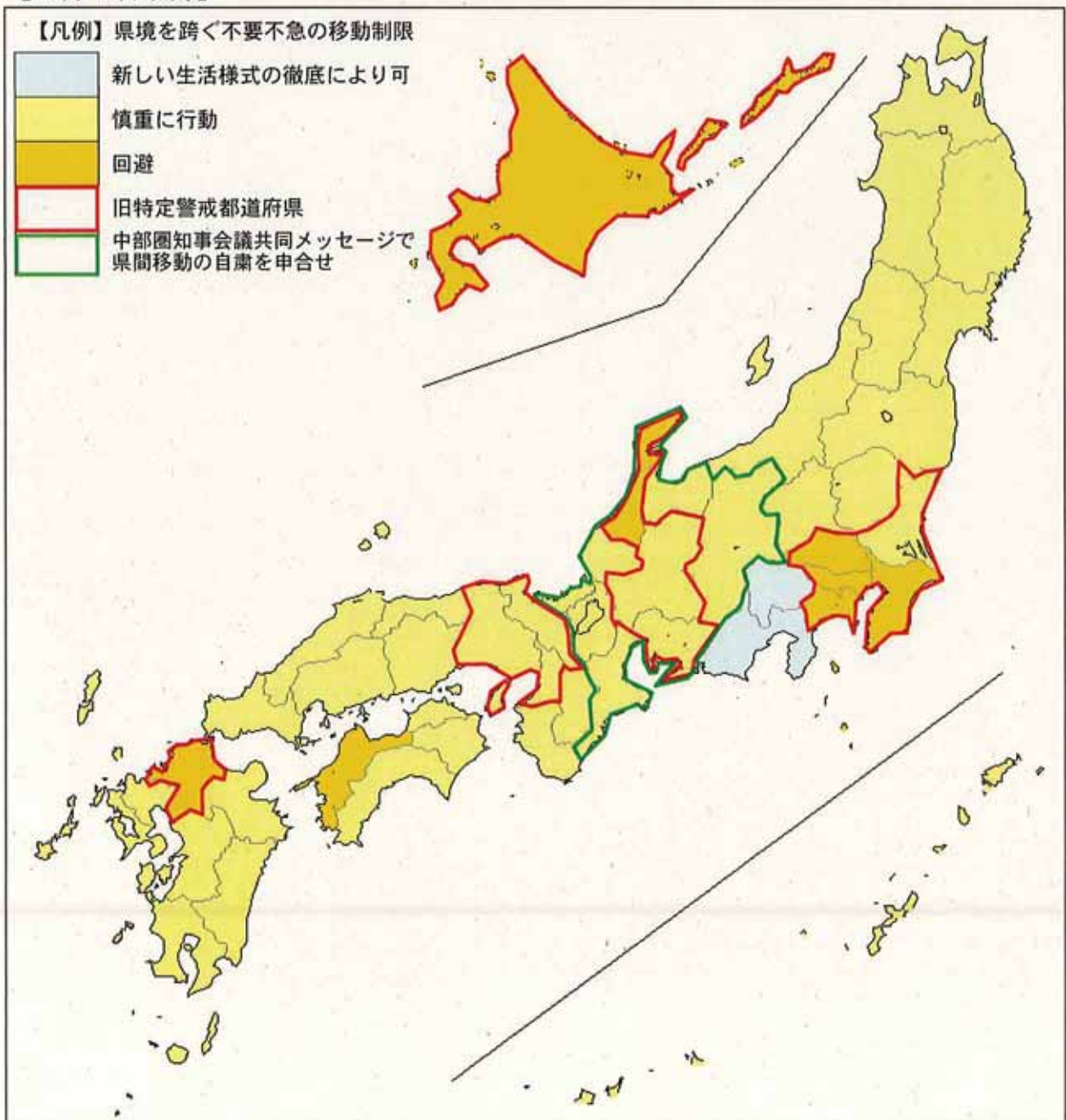
(3) 県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、既に感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、「新しい生活様式」の徹底のほか、「三つの密」が集まる場所に行かない、作らないなど、**感染予防対策の徹底**をお願いします。

※見えない感染者：感染していても無症状や軽症で、自分が感染していることに気付いていない人。発症前2日前から感染力があるなど、本人が知らないまま、他人に感染させてしまうリスクがある。

### 【6月1日以降】

【凡例】 県境を跨ぐ不要不急の移動制限

	新しい生活様式の徹底により可
	慎重に行動
	回避
	旧特定警戒都道府県
	中部圏知事会議共同メッセージで 県間移動の自粛を申合せ



県境を跨ぐ不要不急の移動制限の内容(警戒レベル3「県内注意」「県外警戒」のとき)

～静岡県独自のもの～




2020年6月1日現在

変化があり次第、時点更新します。

(注意:この評価は、あくまで静岡県独自のものである。県外に行く場合は、到着地や経由地が、県外者かどうかという行動制限をしているかを確認してください)

出発地 (①～⑤)	到着地 (a～e)	a) 静岡県	b) 感染が限定的な近隣県	c) 感染が限定的なその他の都道府県	d) 現在は感染限定期に近く、未だ警戒が必要な都道府県	e) 特定警戒都道府県 等
① 静岡県	① 静岡県民がa)、b)、c)、d)、e)に行く場合	新しい生活様式の徹底	新しい生活様式の徹底	慎重に行動	回避	回避を徹底
② 感染が限定的な近隣県	② から静岡県へ来る方へ 自粛を要請しない (静岡県内では新しい生活様式の徹底をお願いする)	② は山梨県(注) (注) 経路地には御注意ください。	-	-	-	-
③ 感染が限定的なその他の都道府県	③ から静岡県へ来る方へ 慎重な行動を要請	-	③ は ②、④以外の県	-	-	-
④ 現在は感染限定期に近く、未だ警戒が必要な都道府県	④ から静岡県へ来る方へ 自粛を要請	-	-	④ は 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛媛県、福岡県	-	-
⑤ 特定警戒都道府県 等	⑤ から静岡県へ来る方へ 自粛の徹底を要請	-	-	-	-	-

# 「新しい生活様式」実践例(抜粋)

<p>感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い</p> 			<p>公共交通機関の利用</p> 
<p>◆人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける</p>	<p>◆外出時、屋内で会話するときは症状がなくてもマスク着用</p>	<p>◆家に帰ったら手や顔を洗う</p>	<p>◆会話は控えめに ◆混んでいる時間帯は避ける</p>
<p>娯楽、スポーツ等</p> 	<p>食事</p> 	<p>冠婚葬祭などの親族行事</p> 	<p>働き方</p> 
<p>◆公園はすいた時間、場所を選ぶ ◆ジョギングは少人数で</p>	<p>◆大皿を避けて、料理は個々に ◆持ち帰りや出前、デリバリーを利用</p>	<p>◆多人数での会食を避ける ◆発熱・風邪症状がある場合には参加しない</p>	<p>◆テレワークやローテーション勤務 ◆会議はオンライン</p>

# 新型コロナウイルス感染症に関する対応指針の策定

(スポーツ・文化観光部)

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大打撃を受けた観光産業を再始動させていくためには、「新しい生活様式」の徹底など、今後、旅行者から求められるニーズに的確に答えていく必要がある。

このため、庁内関係部署や関係団体の専門家等の協力を得て、**宿泊施設や観光施設向けに、「新型コロナウイルス感染症に関する対応指針」を策定した。**

また、この指針を基に研修用動画を作成、配信して関係者への周知を図り、感染症拡大防止対策の実践を促進し、**本県旅行者の安全・安心を確保していく。**

## 2 取組

### (1) 「新型コロナウイルス感染症に関する対応指針」の策定

#### ア 概要

第1	感染拡大防止対策の基本方針 ・旅行者に対する対策、従業員に対する対策、再開に向けた考え方
第2	新型コロナウイルス感染症の特性 ・ウイルスの特性、感染方法（感染防止に注意する場所等）
第3	感染予防対策（日頃の安全対策） ・日常の感染予防対策、安全管理（施設の衛生管理や従業員の健康管理）、感染が疑われる者が発生した場合の対応準備
第4	旅行者に感染が疑われる場合の対応 ・対応手順（通報から施設消毒まで）、陽性反応が確認された場合の対応
第5	従業員やその家族に感染が疑われる場合の対応 ・対応手順（通報から施設消毒まで）、接触者の確認等
第6	風評被害の防止 ・感染症による風評被害の概要、迅速な初動体制の実施 など
第7	参考資料 ・主な相談窓口、チェックリスト等

#### イ 配布先

約4,300箇所（市町、観光協会、県内DMO、宿泊施設、観光施設ほか）

### (2) 研修用動画の作成・配信

- ・事業者、観光関係者向けのオンライン研修用動画を作成し、県観光協会ホームページ「ハローナビしずおか」等のWebサイトで動画配信する。

(配信回数) 4回

(配信内容) 座学編（3回に分けて指針を説明：10分～15分/回）

実践編（県内事業者による感染防止対策 10～15分）

(令和 2 年 5 月 29 日版)

## 静岡県イベント開催における感染防止方針

### 1 イベント開催に係る考え方

- イベントの開催に当たっては、「静岡県実施方針」(令和 2 年 5 月 29 日)に基づき、イベント主催者が徹底した感染防止対策を講じた上で、実施するものとする。
- イベント主催者は、開催するイベントの形態(屋内・屋外、全国的なもの・地域的なもの等)や、種別(コンサート、展示会、スポーツ大会、お祭り等)に応じて、必要となる感染防止対策を講じることが重要である。
- なお、感染防止対策については、以下のものを参考とし、実情に合った効果的な対策を講じることが必要である。
  - ・別添チェックリスト
  - ・業種ごとに策定された「業種別ガイドライン」
  - ・ふじのくにシステム

### 2 感染拡大防止対策

- イベントを開催・実施することとした主催者(イベント主催者)は、会場となる施設の管理者等の協力の下、施設の規模やイベントの開催形態等を十分に踏まえて、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための最大限の対策を講じることが必要である。
- このため、イベント主催者が、その開催・運営に当たり留意すべき基本的事項を別添のチェックリストのとおりとする。
- イベント主催者に対して、以下のとおり求めるものである。
  - ・イベントの主催者は、チェックリストの内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案し、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者に遵守を求めるべき事項をあらかじめ整理すること。
  - ・また、各事項の整理に当たっては、「業種別ガイドライン」等を参考に、イベントごとの感染防止対策に万全を期すこと。
  - ・なお、イベント主催者は、各事項が遵守されているか定期的に会場を巡回・確認するほか、イベント参加者が、感染防止対策が実施されているか確認することができるよう、チェックリストを会場に掲示するとともに、ホームページで公表することによって、イベント主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むこととすること。

## 静岡県イベント開催におけるチェックリスト（主催者用）

イベント名		担当課	
開催日時	令和 年 月 日（ ） : ~ :		
会場			
参加者想定	人（うち高齢者 人、障害のある方 人、子ども 人）		

項目	チェック内容	具体的な対応
----	--------	--------

### （１）一般的な事項

一般的な事項	<input type="checkbox"/> 施設管理者等と協力・役割分担の上、適切な感染防止策を実施 <input type="checkbox"/> 参加者が、感染防止対策が講じられているか確認することができるように、会場内の適切な場所へのチェックリストの掲示、ホームページでの公表を実施 <input type="checkbox"/> 各事項が遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認 <input type="checkbox"/> 感染発生の場合に備え、可能な限り、参加者等の住所・氏名等を確認（個人情報の取扱いには十分注意、参加者等に対して必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知） <input type="checkbox"/> イベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針を決めておく	
--------	--	--

### （２）参加者への依頼

イベント参加者への依頼事項	<input type="checkbox"/> 参加者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせ <ul style="list-style-type: none"> <li>・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛・味覚障害などの症状がある場合）</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した方との濃厚接触がある場合</li> <li>・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合</li> <li>・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合</li> </ul> <input type="checkbox"/> マスク着用、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒 <input type="checkbox"/> 会場内の混雑を防止するため、入場制限する必要があることへの理解 <input type="checkbox"/> 参加者、スタッフ等との距離（できるだけ 2 m 以上）を確保（障害のある方等の誘導・介助を行う場合を除く） <input type="checkbox"/> イベント中の大きな声での会話禁止 <input type="checkbox"/> 原則として、ごみは持ち帰る <input type="checkbox"/> イベント終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、保健所が実施する行動履歴等の調査への協力を要請 <input type="checkbox"/> イベント前後のミーティングや懇親会等における「三つの密」の回避 <input type="checkbox"/> その他、感染防止のために主催者が決めた措置や主催者指示の遵守	
---------------	--	--

### （３）施設・会場（施設管理者と協力・役割分担の上、実施）

リスク評価	接触感染	<input type="checkbox"/> 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定 <input type="checkbox"/> 高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意	
	飛沫感染	<input type="checkbox"/> 換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価	
	本会場	<input type="checkbox"/> 会場の換気の徹底（窓開け、機械換気など） <input type="checkbox"/> 不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒を実施	
	共用物品・設備の消毒等	<input type="checkbox"/> 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする <input type="checkbox"/> 複数の人の手が触れる場所・物品を適宜消毒。特に、手や口が触れるものは、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を実施	
	トイレ	<input type="checkbox"/> 便器内は、通常の清掃 <input type="checkbox"/> 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を実施 <input type="checkbox"/> トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示 <input type="checkbox"/> ハンドドライヤー禁止、ペーパータオル設置などの衛生対策をとる	
	ロビー・休憩スペース	<input type="checkbox"/> 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする <input type="checkbox"/> 休憩スペースは、常時換気を実施 <input type="checkbox"/> スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いを実施	
	ゴミの廃棄	<input type="checkbox"/> 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る <input type="checkbox"/> ゴみを回収する人は、マスクや手袋を着用 <input type="checkbox"/> マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い	
	清掃・消毒	<input type="checkbox"/> 市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃 <input type="checkbox"/> 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を清拭消毒（開催前後） <input type="checkbox"/> イベント開催中も、必要に応じて、手すり等の共用部を消毒 <input type="checkbox"/> 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃	



(4) 運営

開催・運営に当たっての留意点	<input type="checkbox"/> イベント時間は、可能な限り短縮し、感染リスクを圧縮 <input type="checkbox"/> 至近距離での対面接触の機会を縮減 <input type="checkbox"/> 座席数を減らすなど、人と人との間隔を確保 <input type="checkbox"/> 会場設営は可能な限り簡素化し、設営に要する人員・時間の縮減 <input type="checkbox"/> 障害のある方、高齢者、基礎疾患のある方など、感染時に重篤化する可能性が高い方に特に配慮（参加させない、入口や会場を分けるなどの工夫）		
当日の受付時の対応	<input type="checkbox"/> 入口、受付窓口手指消毒剤の設置 <input type="checkbox"/> 参加者の検温（非接触型）や赤外線カメラで体温を確認（機器がある場合） <input type="checkbox"/> 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は入場させない <input type="checkbox"/> 人と人が対面する場所は、アクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽 <input type="checkbox"/> 参加者が距離をおいて並べるよう目印等（足型）を設置 <input type="checkbox"/> 受付を行うスタッフはマスクを着用 <input type="checkbox"/> インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等をできるだけ回避 <input type="checkbox"/> 参加者に対して、「イベント参加者への依頼事項」の呼びかけ		
イベントスタッフ等	<input type="checkbox"/> スタッフは、イベントの運営に必要な最小限の人数とする <input type="checkbox"/> 出勤前の検温・体調確認を徹底し、発熱がある場合等は自宅待機とする <input type="checkbox"/> マスクを着用し、手洗い、手指消毒を徹底 <input type="checkbox"/> ユニフォーム等については、こまめに洗濯を行い、清潔に保つ <input type="checkbox"/> イベント中に体調変化をきたしたスタッフがいないか注意 <input type="checkbox"/> 休憩時間は分散化し、対面での食事、会話を避ける <input type="checkbox"/> 休憩場所は、窓を開けるなど換気を徹底 <input type="checkbox"/> スタッフに対する感染防止に係る教育の実施（アルバイトを含む）		
参加者	出席者	<input type="checkbox"/> 段階に応じた人数上限、収容率を遵守し、以下に留意 ・座席有の場合：1席以上の間隔を確保 ・座席無の場合：原則、前後左右2mの間隔を確保 <input type="checkbox"/> 屋内、屋外の別、実施目的・方法により、具体的な間隔を検討し明示する	
	観客	<input type="checkbox"/> 段階に応じた人数上限、収容率を遵守し、以下に留意 ・座席有の場合：1席以上の間隔を確保 ・座席無の場合、原則、前後左右2mの間隔を確保 <input type="checkbox"/> 屋内、屋外の別により、具体的な間隔を検討し、明示する	
物販、売店、飲食	<input type="checkbox"/> 当面、原則、実施を認めない <input type="checkbox"/> やむを得ず、実施する場合は最低限とし、次に留意する ・人員整理などによる待ち行列の間隔確保（足型設置）、抑制への配慮 ・飲食売店、飲食スペースの厳重な衛生的配慮（できない場合は物販等の実施を認めない）		
マスメディア（取材）	<input type="checkbox"/> 取材時の人と人との間隔確保 <input type="checkbox"/> 取材者の把握及び注意事項等の徹底 <input type="checkbox"/> マスク着用		
出席者等の動線、人員整理等	<input type="checkbox"/> 会場内、動線上、人員を滞留させない <input type="checkbox"/> 誘導員による適切な誘導 <input type="checkbox"/> 複数かつ余裕のある人員動線の確保 <input type="checkbox"/> 多様な交通手段の提示や時間差入退場などの工夫		
会場までの輸送（シャトルバス）	<input type="checkbox"/> 鉄道駅・駐車場等と会場間にシャトルバスを運行する場合は、バス利用者が間隔を空けて着席できるようにする <input type="checkbox"/> バスは、常時窓を開けるなど換気を徹底 <input type="checkbox"/> 利用者に対して、会話を避けるよう呼びかけ <input type="checkbox"/> 乗車場所の行列・待機の立ち位置を明示するなど、間隔の確保 <input type="checkbox"/> 乗車待ち時の熱中症対策などを実施（乗車場所、待車場所の工夫）		

(5) 事前会議・打合せ

事前の会議・打合せ	<input type="checkbox"/> イベント開催に当たっての会議・打合せは、必要最低限の人数で実施 <input type="checkbox"/> 会議・打合せ時間は、可能な限り短縮（事前の資料配布など、方法の工夫） <input type="checkbox"/> 会議・打合せは、可能な限り広い空間で行い、換気を徹底	
-----------	--	--

(6) スポーツイベントに関する特記事項

イベント参加者への依頼事項	<input type="checkbox"/> 参加者の体調確認のため、体温等を事前報告（個人情報の取扱いに注意し、必要に応じて住所・氏名等も確認） <input type="checkbox"/> 運動・スポーツ時以外のマスク着用（運動・スポーツ時のマスク着用は参加者等の判断による）	
施設・会場	<input type="checkbox"/> 更衣室、休憩・待機スペースは、三つの密を避け、高頻度接触部位の消毒の実施	
運営	<input type="checkbox"/> 参加者に飲食物（栄養補給）を提供する際には、手洗い・手指消毒の実施の呼びかけ、大皿での供与はしないなど、配慮する <input type="checkbox"/> 観客については、大声での声援や会話を控えることやマスク着用を要請	

## 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月25日変更）

## 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

## (3) まん延防止

## 6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

- ① 都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと（例えば、①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するものとする。

## (催物（イベント等）の開催)

- ・ 催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件(人数上限)を緩和すること。その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すこと。

また、催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるか等）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討すること。

なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（スポーツの試合等）については、段階的な緩和を図っていく中で（②の段階が想定される）、まずは無観客での開催を求めること。

上記の移行期間において、各段階の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。

催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知すること。

- ・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。

## 「移行期間における都道府県の対応について」

(令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

### 3. 催物（イベント等）の開催制限

#### (1) 催物開催に係る段階的緩和

基本的対処方針の三（三）六）①に示されているように、都道府県は、「催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和すること」などとされている。ここで、イベント開催の可否を判断するに当たっては、6月18日までの間は、

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・屋外であれば200人以下、かつ人と人の距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

を目安としつつ、適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）が実施されていることを前提に、開催することが考えられる。また、イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えることを呼びかけるよう周知すること。

上記のイベントに係る人数、収容定員に係る人数割合及び人と人の距離に係る要件については、基本的対処方針を踏まえ、段階ごとに次に掲げる数値を上限として都道府県知事が地域の医療提供体制等の状況を踏まえた数値として、の状況を踏まえた数値として、概ね3週間ごとに段階的に緩和する。ただし、緩和される6月19日以後においては、イベントの出演者等の移動も増大することに照らし、上記感染防止策等が実施されることに加え、主催者がイベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を行うものであることを前提とする。

なお、展示会、見本市等についても、人数、収容定員に係る人数割合及び人と人の距離に係る要件並びに感染防止策についてはイベントに準じて対応することとし、人と人の距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずるよう促すこと。

#### 【6月19日～7月9日】

- ・屋内・屋外ともに1,000人以下。
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人の距離を十分に確保できること（できる

だけ2m)。

【7月10日～31日】

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下。
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。

(注)上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合(例えばプロスポーツイベントの選手と観客等)には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合(例えば展示会的主催者と来場者等)には両者を合計した数とする。

(2) イベントの無観客開催について

全国的な人の移動を伴うイベント(プロスポーツ等)については、主催者において選手・出演者等に対して適切な感染予防策(例えば、選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛、控え場所等における三密回避等)を講じることやイベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理(例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避)を確保することを前提として、まずは6月19日以後、無観客で開催することを求めていること(7月10日以後は上記(1)のとおり的人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件によること。)

いずれにしても、こうしたイベントを開催しようとする場合には、事前に各都道府県と主催者側とで十分に調整することが適切である。

(3) 祭り等の行事に係る対応

祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと。

① 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの(5月末までの期間については、屋内にあっては100人又は収容定員の半分のいずれか少ない数を上限とする参加人数と、屋外にあっては200人を上限として人と人との距離を十分に確保できる参加人数(できるだけ2m)とする。)については、適切な感染防止策(例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等)を講ずることを呼びかけること。

② ①以外の行事(全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの)については、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。

(4) 感染拡大防止に係る重要な留意点

① (1)の上限人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の上限人数や収容率の目安に関わらず、

開催にあたってより慎重に検討するよう促すとともに、次の「4. 施設の使用制限等」の内容も踏まえて対応を行うこと。

- ② 都道府県は、イベントの主催者等に対して、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。
- ③ 緊急事態宣言の再指定基準の半分程度の新規報告者等が見られる等感染拡大の傾向がある都道府県や催物等におけるクラスターの発生があった都道府県においては、国と連携して、催物等の無観客化（TV・ネット中継を含む。）、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者等に対して必要な協力の要請を行うこと。

## イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

【別紙】

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

### <基本的な考え方>

時期	収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	100人
	屋外	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	1000人
	屋外	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	5000人
	屋外	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つづ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	上限なし
	屋外	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

## イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）**。

### < 具体的な当てはめ >

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等
<b>【移行期間】</b> ステップ① 5月25日～	○ <b>【100人又は50%（注） （屋外200人）】</b> * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ <b>【100人又は50%】</b> * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	全国的・広域的 地域の行事 △ <b>【100人又は50% （屋外200人）】</b> * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ <b>【1000人又は50%】</b> * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ <b>【1000人又は50%】</b> * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ <b>【無観客】</b> （ネット中継等） * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ <b>【5000人又は50%】</b> * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ <b>【5000人又は50%】</b> * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ <b>【5000人又は50%】</b> * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
<b>【移行期間後】</b> 感染状況を見つつ、 8月1日 を 目途 * ステップ③から約3週間後	○ <b>【50%】</b> * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ <b>【50%】</b> * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ <b>【50%】</b> * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援	△ <b>【十分な間隔】</b> （できれば2m） * 感染状況を踏まえて、判断。

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

## 静岡県等が主催するイベント等の開催状況（スポーツ・文化観光部）

※対象期間 5/30(土)～7/31(金)、開催が決定しているイベント等のみを掲載

No	主催	開催日	イベント等	概要	会場	参加・出席予定者人数	参加・出席予定者対象	備考
1	文化財団 (グランシップ)	5月30日	グランシップ あおぞらコンサート	グランシップ登録アーティストによるミニコンサート(2公演)	グランシップ芝生広場	100	一般県民等	
2	富士山世界遺産センター	6月12日	出前講座	小学校で開催される、富士山をテーマに小学生を対象とした講座に講師派遣	御殿場市立印野小学校	23	児童及び教職員	主催者である学校に、感染防止対策の徹底を確認した上で講師を派遣
3	埋蔵文化財センター	6月20日	埋文セミナー第1回	第1回入門講座「縄文時代の石器」と題して、縄文時代の遺跡から出土した石器についてわかりやすく解説する。	埋蔵文化財センター セミナールーム	52	一般県民(応募者)	
4	県立美術館	6月20日～21日	日本画で！ドット若冲	《樹花鳥獣図屏風》の実物を鑑賞後、日本画の絵具・紙で模写	実技室	6	中学生以上 2日間続けて参加	申込期限6月13日 現在2名申込あり
5	県立美術館	6月24日～28日	創作週間	実技室の設備、用具を開放して、利用者の自主的・自発的な創作活動を支援	講座室	各日 10	中学生以上	申込期限6月13日
6	県立美術館	6月26日～27日	ロダン館デッサン会	《地獄の門》や《考える人》で有名なロダンの彫刻作品を素描	ロダン館	25	中学生以上	申込期限6月31日 現在20名申込あり
7	スポーツ振興課	6月27日	地域スポーツクラブ研修会	登録・認証制度の説明、新型コロナウイルス対策の説明	県庁内	20	静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会加盟クラブ	参加人数の縮減及び研修項目を縮減して開催
8	ふじのくに地球環境史ミュージアム	6月28日	企画関連講演会「絶滅危惧植物の現状－身近な植物を例に－」	企画展「消えゆく隣人」に関する講演会を外部講師を招いて実施する。	ふじのくに地球環境史ミュージアム	50	一般県民等	
9	埋蔵文化財センター	7月15日	考古学技術体験	出土文化財のうち、木製品や金属製品の恒久的な保存処理の技術を体験しながら学ぶ。	埋蔵文化財センター 整理作業室4	10	一般県民(応募者)	
10	埋蔵文化財センター	7月16日	埋文セミナー第2回	第2回入門講座「縄文時代の石器」と題して、縄文時代の遺跡から出土した石器についてわかりやすく解説する。第1回と同じ内容。	埋蔵文化財センター セミナールーム	45	一般県民(応募者)	
11	ふじのくに地球環境史ミュージアム	7月25日	講演会：地球環境史学「光合成をやめた植物の不思議な生活」	地球科学や生物科学の第一線で活躍する研究者をお招きして、最先端の研究成果をお話いただく。	ふじのくに地球環境史ミュージアム	50	一般県民等	
12	ふじのくに地球環境史ミュージアム	7月26日	企画展関連講演会「絶滅危惧の地味な虫」	企画展「消えゆく隣人」に関する講演会を外部講師を招いて実施する。	ふじのくに地球環境史ミュージアム	50	一般県民等	



## 業種別ガイドラインについて

令和2年5月27日18時 更新

業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
1	公益社団法人 全国公立文化施設協会	文部科学省	<a href="https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf">https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf</a>
2	全国興行生活衛生同業組合連合会（映画館）	厚生労働省	<a href="https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514_COVID-19_guideline.pdf">https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514_COVID-19_guideline.pdf</a>
3	全国興行生活衛生同業組合連合会（演芸場）	厚生労働省	5月末公表予定
4	①劇場、観覧場、映画館、演芸場 一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 一般社団法人日本音楽事業者協会 一般社団法人日本音楽制作者連盟	経済産業省 文部科学省	<a href="http://www.acpc.or.jp/pdf/COVID-19/20200527_01.pdf">http://www.acpc.or.jp/pdf/COVID-19/20200527_01.pdf</a> <a href="http://www.iame.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/05/covid-19_guideline20200525.pdf">http://www.iame.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/05/covid-19_guideline20200525.pdf</a>
5	クラシック音楽公演運営推進協議会	文部科学省	6月上旬公表予定
6	緊急事態舞台芸術ネットワーク	文部科学省	6月上旬公表予定
7	②集会場、公会堂	公益社団法人 全国公民館連合会	文部科学省 <a href="https://www.kominkan.or.jp/file/all/2020/20200514_02guide.pdf">https://www.kominkan.or.jp/file/all/2020/20200514_02guide.pdf</a>
8	③展示場	一般社団法人 日本展示会協会	経済産業省 6月上旬公表予定
9	公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	文部科学省	<a href="https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158">https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158</a> <a href="https://www.jsad.or.jp/news/detail/20200515_002154.html">https://www.jsad.or.jp/news/detail/20200515_002154.html</a>
10	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	文部科学省	<a href="https://www.jleague.jp/release/wp-content/uploads/2020/05/05e44038298e88260d6524bf435c8596.pdf">https://www.jleague.jp/release/wp-content/uploads/2020/05/05e44038298e88260d6524bf435c8596.pdf</a>
11	一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	経済産業省	<a href="http://www.golf-ngk.or.jp/news/2020/corona/golfcoronaguideline.pdf">http://www.golf-ngk.or.jp/news/2020/corona/golfcoronaguideline.pdf</a> <a href="http://www.pgs.or.jp/data/CT_20200514105508_efe4fec0-d818-4ba8-a81f-915f6cc880e5.pdf">http://www.pgs.or.jp/data/CT_20200514105508_efe4fec0-d818-4ba8-a81f-915f6cc880e5.pdf</a>
12	公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟	経済産業省	<a href="https://www.jgra.or.jp/wp1902/wp-content/uploads/2020/05/JGRA2020年5月14日ガイドライン改訂版_第三版-1.pdf">https://www.jgra.or.jp/wp1902/wp-content/uploads/2020/05/JGRA2020年5月14日ガイドライン改訂版_第三版-1.pdf</a>
13	公益社団法人 日本テニス事業協会	経済産業省	<a href="https://www.itia-tennis.com/2020_05_14_tennis_guideline.pdf">https://www.itia-tennis.com/2020_05_14_tennis_guideline.pdf</a>
14	一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	経済産業省	<a href="https://jaia.jp/%e3%81%8a%e7%9fa5%e3%82%89%e3%81%9b/%e3%82%b2%e3%83%bc%e3%83%a0%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93/">https://jaia.jp/%e3%81%8a%e7%9fa5%e3%82%89%e3%81%9b/%e3%82%b2%e3%83%bc%e3%83%a0%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93/</a>
15	一般社団法人 全日本指定射撃場協会	警察庁	<a href="http://shajoukyo.ciao.jp/">http://shajoukyo.ciao.jp/</a>
16	④体育館、水泳場、ボウリング場、運動施設、遊技場	全国麻雀業組合総連合会	警察庁 <a href="https://www.zenjanren.com/">https://www.zenjanren.com/</a>
17	パチンコ・パチスロ産業21世紀会	警察庁	<a href="http://www.zennichivuren.or.jp/">http://www.zennichivuren.or.jp/</a>
18	公益財団法人 日本ゴルフ協会 公益社団法人 日本プロゴルフ協会 一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会 一般社団法人 日本ゴルフツアー機構 一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会	文部科学省	<a href="http://www.jga.or.jp/jga/jsp/index.html">http://www.jga.or.jp/jga/jsp/index.html</a> <a href="https://www.pga.or.jp/">https://www.pga.or.jp/</a> <a href="https://www.lpga.or.jp/">https://www.lpga.or.jp/</a> <a href="https://www.jgto.org/pc/TopPage.do">https://www.jgto.org/pc/TopPage.do</a> <a href="http://www.golf-gtpa.or.jp/">http://www.golf-gtpa.or.jp/</a>
19	公益社団法人 日本ボウリング場協会	経済産業省	<a href="https://bowling.or.jp/">https://bowling.or.jp/</a>
20	一般社団法人 日本レジャーダイビング協会 スクーバダイビング事業協同組合	経済産業省	<a href="https://diving.or.jp/">https://diving.or.jp/</a> <a href="http://www.sd-kumiai.org/">http://www.sd-kumiai.org/</a>
21	一般社団法人 日本野球機構	文部科学省	5月末公表予定
22	東日本遊園地協会 西日本遊園地協会	経済産業省	<a href="https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf">https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf</a> <a href="https://www.nagashima-onsen.co.jp/spaland/wp-content/uploads/sites/7/2020/05/COVID-19_guideline.pdf">https://www.nagashima-onsen.co.jp/spaland/wp-content/uploads/sites/7/2020/05/COVID-19_guideline.pdf</a>
23	一般社団法人 日本フィットネス産業協会	経済産業省	<a href="https://www.fia.or.jp/public/19525/">https://www.fia.or.jp/public/19525/</a>
24	⑤博物館、美術館、図書館	公益財団法人 日本博物館協会	文部科学省 <a href="https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/jam_covid_guideline_20200525.pdf">https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/jam_covid_guideline_20200525.pdf</a>
25	公益社団法人 日本図書館協会	文部科学省	<a href="http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5320">http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5320</a>
26	地方競馬全国協会	農林水産省	<a href="https://www.maff.go.jp/j/saigai/n/coronavirus/ncv_guideline.html#gl-gyoushubetsu">https://www.maff.go.jp/j/saigai/n/coronavirus/ncv_guideline.html#gl-gyoushubetsu</a>
27	一般社団法人 ライブハウスコミッション	厚生労働省	調整中
28	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	調整中

## 業種別ガイドラインについて

令和2年5月27日18時 更新

業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL	
29 ⑥遊興施設	一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会	経済産業省	<a href="http://www.jkba.or.jp/uploads/news/a2e082c81b7de927a865d1d5048c9ba7.pdf">http://www.jkba.or.jp/uploads/news/a2e082c81b7de927a865d1d5048c9ba7.pdf</a>	
	一般社団法人 カラオケ使用者連盟		<a href="https://www.kua.or.jp/pdf/guideline.pdf">https://www.kua.or.jp/pdf/guideline.pdf</a>	
	一般社団法人 全国カラオケ事業者協会		<a href="http://www.karaoke.or.jp/img/guideline.pdf">http://www.karaoke.or.jp/img/guideline.pdf</a>	
30	公益社団法人 全国競輪施行者協議会	経済産業省	5月末公表予定	
	全国小型自動車競走施行者協議会			
	公益財団法人 J K A			
	一般財団法人 東日本小型自動車競走会			
	一般財団法人 西日本小型自動車競走会			
	一般社団法人 日本競輪選手会			
	一般社団法人 全日本オートレース選手会			
一般社団法人 全国場外車券売場設置者協議会				
31	公益社団法人 全国学習塾協会	経済産業省	<a href="https://jja.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/guidelinever.3.pdf">https://jja.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/guidelinever.3.pdf</a>	
32	一般社団法人 全国外国語教育振興協会	経済産業省	<a href="https://zengaiko.jp/zginfo/inf-2211/">https://zengaiko.jp/zginfo/inf-2211/</a>	
33	⑦自動車教習所、 学習塾等	一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会	経済産業省	5月29日公表予定
34	全日本指定自動車教習所協会連合会	警察庁	<a href="http://www.zensiren.or.jp">http://www.zensiren.or.jp</a>	
35	全国届出自動車教習所協会	警察庁	<a href="http://www.zenijkyo.com">http://www.zenijkyo.com</a>	
36 ⑧医療サービス	一般社団法人 日本総合健診医学会	厚生労働省	<a href="https://ihp.jp/ihp/sisetu/covid_19.isp#coronavirus6">https://ihp.jp/ihp/sisetu/covid_19.isp#coronavirus6</a>	
	公益社団法人 日本人間ドック学会		<a href="https://www.ningen-dock.jp/covid19_dock">https://www.ningen-dock.jp/covid19_dock</a>	
	公益財団法人 結核予防会		<a href="https://www.iatahq.org/">https://www.iatahq.org/</a>	
	公益社団法人 全国労働衛生団体連合会		<a href="http://www.zeneiren.or.jp/">http://www.zeneiren.or.jp/</a>	
	公益財団法人 日本対がん協会		<a href="https://www.icancer.jp/about_cancer_and_checkup">https://www.icancer.jp/about_cancer_and_checkup</a>	
	公益社団法人 全日本病院協会		<a href="https://www.aiha.or.jp/hms/medicalcheckup/">https://www.aiha.or.jp/hms/medicalcheckup/</a>	
	一般社団法人 日本病院会		<a href="https://www.hospital.or.jp/docu/index.html">https://www.hospital.or.jp/docu/index.html</a>	
公益財団法人 予防医学事業中央会	<a href="http://www.yobouigaku-chuo.or.jp/">http://www.yobouigaku-chuo.or.jp/</a>			
37	一般社団法人 建設電気技術協会	国土交通省	<a href="http://kendenkyo.or.jp/pdf/kendenkyo_guidelines.pdf">http://kendenkyo.or.jp/pdf/kendenkyo_guidelines.pdf</a>	
38	一般社団法人 全国LPガス協会	経済産業省	<a href="https://www.japanlpg.or.jp/info/data/20200514.pdf">https://www.japanlpg.or.jp/info/data/20200514.pdf</a>	
39	全国石油商業組合連合会	経済産業省	<a href="http://www.zensekiren.or.jp/20200414">http://www.zensekiren.or.jp/20200414</a>	
40	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	国土交通省	<a href="https://jascoma.com/index.html">https://jascoma.com/index.html</a>	
41	一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	国土交通省	<a href="https://www.gesui-kanrikyo.or.jp/contents/01-01news.html">https://www.gesui-kanrikyo.or.jp/contents/01-01news.html</a>	
42	東日本高速道路株式会社	国土交通省	<a href="https://www.e-nexco.co.jp/">https://www.e-nexco.co.jp/</a>	
43	中日本高速道路株式会社	国土交通省	<a href="https://www.c-nexco.co.jp/topics/1121.html">https://www.c-nexco.co.jp/topics/1121.html</a>	
44	西日本高速道路株式会社	国土交通省	<a href="https://www.w-nexco.co.jp/">https://www.w-nexco.co.jp/</a>	
45	首都高速道路株式会社	国土交通省	<a href="https://www.shutoko.jp/inquiry/prevention/">https://www.shutoko.jp/inquiry/prevention/</a>	
46	阪神高速道路株式会社	国土交通省	<a href="https://www.hanshin-exp.co.jp/company/">https://www.hanshin-exp.co.jp/company/</a>	
47	本州四国連絡高速道路株式会社	国土交通省	<a href="https://www.ib-honshi.co.jp/">https://www.ib-honshi.co.jp/</a>	
48	一般社団法人 全国建設業協会	国土交通省	<a href="http://www.zenken-net.or.jp/">http://www.zenken-net.or.jp/</a>	
49	一般社団法人 日本建設業連合会	国土交通省	<a href="https://www.nikkenren.com/">https://www.nikkenren.com/</a>	
50	一般社団法人 住宅生産団体連合会	国土交通省	<a href="https://www.iudanren.or.jp/activity/demand-proposal/pdf/covid_guideline_20200521.pdf">https://www.iudanren.or.jp/activity/demand-proposal/pdf/covid_guideline_20200521.pdf</a>	
51 ⑨インフラ運営等	一般社団法人 日本埋立浚渫協会	国土交通省	<a href="https://www.umeshunkyo.or.jp/">https://www.umeshunkyo.or.jp/</a>	
	一般社団法人 日本海上起重技術協会		<a href="http://www.kaijikyoo.jp/">http://www.kaijikyoo.jp/</a>	
	一般社団法人 日本潜水協会		<a href="http://www.sensui.or.jp/">http://www.sensui.or.jp/</a>	
	日本港湾空港建設協会連合会		<a href="http://www.nikkoren.com/">http://www.nikkoren.com/</a>	
	全国浚渫業協会		<a href="https://www.zen-shun.com/">https://www.zen-shun.com/</a>	
52	一般社団法人 電気通信事業者協会	総務省	<a href="https://www.tca.or.jp/">https://www.tca.or.jp/</a>	

## 業種別ガイドラインについて

令和2年5月27日18時 更新

業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL			
53	一般財団法人 食品産業センター	農林水産省	<a href="https://www.shokusan.or.jp/news/3694/">https://www.shokusan.or.jp/news/3694/</a>			
54	公益社団法人 中央畜産会	農林水産省	<a href="http://jlia.lin.gr.jp/archives/3079">http://jlia.lin.gr.jp/archives/3079</a>			
55	公益社団法人 大日本農会	農林水産省	<a href="http://www.dainihon-noukai.jp/news01/2270/">http://www.dainihon-noukai.jp/news01/2270/</a>			
56	一般社団法人 日本林業協会	農林水産省	<a href="https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gyoushubetsu">https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gyoushubetsu</a>			
57	全国漁業協同組合連合会	農林水産省	<a href="https://www.zengyoren.or.jp/information/detail.php?type=press&amp;id=152">https://www.zengyoren.or.jp/information/detail.php?type=press&amp;id=152</a>			
	一般社団法人 大日本水産会		<a href="https://suisankai.or.jp/news/%e3%80%8c%e6%bc%81%e6%a5%ad%e8%80%85%e3%81%ab%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93%e8%80%85%e3%81%8c%e7%99%ba%e7%94%9f%e3%81%97%e3%81%9f/">https://suisankai.or.jp/news/%e3%80%8c%e6%bc%81%e6%a5%ad%e8%80%85%e3%81%ab%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93%e8%80%85%e3%81%8c%e7%99%ba%e7%94%9f%e3%81%97%e3%81%9f/</a>			
58	全国中央卸売市場協会 全国公設地方卸売市場協議会 全国第3セクター市場連絡協議会 一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会 一般社団法人 全国青果卸売市場協会 全国青果卸売協同組合連合会 公益社団法人 日本食肉市場卸売協会 東京食肉市場卸商協同組合 一般社団法人 日本花き卸売市場協会 一般社団法人 全国花卸協会 一般社団法人 全国水産卸協会 全国魚卸売市場連合会 全国水産物卸組合連合会	農林水産省	<a href="http://www.seika-oroshi.or.jp/">http://www.seika-oroshi.or.jp/</a>			
	<a href="http://www.zeiseioroshiren.or.jp/">http://www.zeiseioroshiren.or.jp/</a>					
	<a href="https://mmb.imma.or.jp/common/news/200514_新型コロナ_対応ガイドライン_(卸売市場)_.pdf">https://mmb.imma.or.jp/common/news/200514_新型コロナ_対応ガイドライン_(卸売市場)_.pdf</a>					
	<a href="https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gyoushubetsu">https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gyoushubetsu</a>					
	59		一般社団法人 日本加工食品卸協会	農林水産省	<a href="https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gyoushubetsu">https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gyoushubetsu</a>	
	60		一般社団法人 日本外食品流通協会	農林水産省	<a href="http://www.gaishokukyo.or.jp/">http://www.gaishokukyo.or.jp/</a>	
	61		全国給食事業協同組合連合会	農林水産省	<a href="https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gyoushubetsu">https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gyoushubetsu</a>	
	62		一般社団法人 日本給食品連合会	農林水産省	<a href="https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gyoushubetsu">https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gyoushubetsu</a>	
	63		酒類業中央団体連絡協議会	財務省	5月末公表予定	
	64		⑩ 食堂、レストラン 喫茶店等	一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会 一般社団法人 日本フードサービス協会	農林水産省 厚生労働省	<a href="https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gyoushubetsu">https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gyoushubetsu</a>
	65		⑪ 生活必需物資供給	オール日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 日本小売業協会 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 日本専門店協会 日本チェーンストア協会 日本チェーンドラッグストア協会 一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会 一般社団法人 日本百貨店協会 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 一般社団法人 日本ボランティアチェーン協会	経済産業省 農林水産省	<a href="https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gyoushubetsu">https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#gl_gyoushubetsu</a>
<a href="http://www.ajs.gr.jp/?mode=whatsnew&amp;page=index&amp;year=2020#526">http://www.ajs.gr.jp/?mode=whatsnew&amp;page=index&amp;year=2020#526</a>						
<a href="http://www.super.or.jp/?p=11151">http://www.super.or.jp/?p=11151</a>						
<a href="https://japan-retail.or.jp/">https://japan-retail.or.jp/</a>						
<a href="http://www.isa-net.gr.jp/">http://www.isa-net.gr.jp/</a>						
<a href="https://www.div.or.jp/news-all/top-news/409-2020-05-14.html">https://www.div.or.jp/news-all/top-news/409-2020-05-14.html</a>						
<a href="https://www.jfa-fc.or.jp/particle/3017.html">https://www.jfa-fc.or.jp/particle/3017.html</a>						
<a href="https://www.vca.or.jp/topics/2020/05/post-9.html">https://www.vca.or.jp/topics/2020/05/post-9.html</a>						
66		大手家電流通協会		経済産業省	<a href="https://www.ioshin.co.jp/info/0513guideline.pdf">https://www.ioshin.co.jp/info/0513guideline.pdf</a>	
67		日本書店商業組合連合会		経済産業省	<a href="http://www.n-shoten.jp/images/coronavirusguide.pdf">http://www.n-shoten.jp/images/coronavirusguide.pdf</a>	
68	⑫ 生活必需物資供給	日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	経済産業省	<a href="http://www.cdvnet.jp/modules/information/index.php/page96.html">http://www.cdvnet.jp/modules/information/index.php/page96.html</a>		
69	全国商店街振興組合連合会	経済産業省	<a href="http://www.svoutengai.or.jp/news/topics.cgi">http://www.svoutengai.or.jp/news/topics.cgi</a>			
70	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 一般社団法人 日本旅館協会 一般社団法人 全日本シティホテル連盟	厚生労働省 国土交通省	<a href="http://www.rvokan.or.jp/top/news/detail/298">http://www.rvokan.or.jp/top/news/detail/298</a>			
			<a href="https://www.icha.or.jp/news/203">https://www.icha.or.jp/news/203</a>			

## 業種別ガイドラインについて

令和2年5月27日18時 更新

業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
71	一般社団法人 日本ホテル協会	国土交通省	<a href="https://www.j-hotel.or.jp/association/pressroom/association/66801">https://www.j-hotel.or.jp/association/pressroom/association/66801</a>
72	一般社団法人 日本エステティック振興協議会 特定非営利活動法人 日本エステティック機構等	経済産業省	<a href="http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/2020/05/ver30-88c4.html">http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/2020/05/ver30-88c4.html</a>
73	全国質屋組合連合会	警察庁	<a href="http://www.zenshichi.gr.jp">http://www.zenshichi.gr.jp</a>
74	⑬生活必需サービス NPO法人日本ネイリスト協会	経済産業省	<a href="https://www.nail.or.jp/information/coronavirus/guideline/index.html">https://www.nail.or.jp/information/coronavirus/guideline/index.html</a>
75	全国理容生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
76	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
77	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
78	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	5月末公表予定
79	一般社団法人 日本リラクゼーション業協会	経済産業省	5月末公表予定
80	⑭ごみ処理 一般財団法人 日本環境衛生センター 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	環境省	<a href="https://www.jesc.or.jp/library/tabid/373/Default.aspx">https://www.jesc.or.jp/library/tabid/373/Default.aspx</a> <a href="https://www.jwnet.or.jp/info/chousa/index.html">https://www.jwnet.or.jp/info/chousa/index.html</a>
81	⑮冠婚葬祭 公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	<a href="https://www.bia.or.jp/guidelines/">https://www.bia.or.jp/guidelines/</a> <a href="https://www.zengokyo.or.jp/news/1980/">https://www.zengokyo.or.jp/news/1980/</a>
82	日本バンケット事業協同組合	経済産業省	<a href="https://www.i-banquet.com/index.php">https://www.i-banquet.com/index.php</a>
83	一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	経済産業省	<a href="http://www.imic.gr.jp/">http://www.imic.gr.jp/</a>
84	全日本葬祭業協同組合連合会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	5月29日公表予定
85	⑯メディア 一般社団法人 日本民間放送連盟	総務省	<a href="https://www.i-ba.or.jp/category/broadcasting/jba103834">https://www.i-ba.or.jp/category/broadcasting/jba103834</a>
86	日本放送協会	総務省	<a href="https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2020/20200514.pdf">https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2020/20200514.pdf</a>
87	一般社団法人 衛星放送協会	総務省	<a href="https://www.eiseihoso.org/">https://www.eiseihoso.org/</a>
88	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	総務省	<a href="https://www.catv-jcta.jp/topics/detail/1760">https://www.catv-jcta.jp/topics/detail/1760</a>
89	一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	総務省	<a href="https://www.icba.jp/community/index.html">https://www.icba.jp/community/index.html</a>
90	一般社団法人 日本映画製作者連盟	経済産業省	<a href="http://www.eiren.org/">http://www.eiren.org/</a>
91	一般社団法人 日本音声製作者連盟	経済産業省	<a href="https://onseiren.com/wp/wp-content/uploads/Japa_Guideline-1.pdf">https://onseiren.com/wp/wp-content/uploads/Japa_Guideline-1.pdf</a>
92	⑰個人向けサービス 協同組合日本写真館協会	経済産業省	<a href="https://www.shashinkan.com/">https://www.shashinkan.com/</a>
93	一般社団法人 日本コールセンター協会	経済産業省	<a href="https://ccaj.or.jp/">https://ccaj.or.jp/</a>
94	一般社団法人 全国ペット協会	環境省	5月29日公表予定
95	⑱個人向けサービス 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 全国オートバイ協同組合連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 一般財団法人 日本自動車購入協会 一般社団法人 日本自動車査定協会 一般社団法人 日本オートオークション協議会 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本二輪車オークション協会 一般社団法人 中古二輪自動車流通協会	経済産業省	<a href="http://www.jada.or.jp/wp-content/uploads/public/300f1b5640a2b1357005f480f1e47ed6.pdf">http://www.jada.or.jp/wp-content/uploads/public/300f1b5640a2b1357005f480f1e47ed6.pdf</a> <a href="https://www.jucda.or.jp/covid-19/guideline.pdf">https://www.jucda.or.jp/covid-19/guideline.pdf</a> <a href="https://www.zenkeiikyoo.or.jp/zenkei17/zen/wp-content/uploads/2020/05/pressrelease-200527.pdf">https://www.zenkeiikyoo.or.jp/zenkei17/zen/wp-content/uploads/2020/05/pressrelease-200527.pdf</a> <a href="http://www.ipuc.or.jp/">http://www.ipuc.or.jp/</a> <a href="http://nak-hp.info/corona-guideline.pdf">http://nak-hp.info/corona-guideline.pdf</a> <a href="http://www.jaia-jp.org/news/report2005272/">http://www.jaia-jp.org/news/report2005272/</a> <a href="http://jaba-au.or.jp/?p=1041">http://jaba-au.or.jp/?p=1041</a>
96	⑲個人向けサービス 一般社団法人 全国銀行協会	金融庁	<a href="https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n051401/">https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n051401/</a>
97	日本証券業協会	金融庁	<a href="http://www.jsda.or.jp/shinchaku/coronavirus/files/20200514coronagl.pdf">http://www.jsda.or.jp/shinchaku/coronavirus/files/20200514coronagl.pdf</a>
98	一般社団法人 全国信用金庫協会	金融庁	<a href="https://www.shinkin.org/news/pdf/20200515guideline.pdf">https://www.shinkin.org/news/pdf/20200515guideline.pdf</a>
99	一般社団法人 全国信用組合中央協会	金融庁	<a href="https://www.shinyokumiai.or.jp/pdf/news20200515.pdf">https://www.shinyokumiai.or.jp/pdf/news20200515.pdf</a>

## 業種別ガイドラインについて

令和2年5月27日18時 更新

業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
100	⑱金融 一般社団法人 全国労働金庫協会	金融庁	<a href="https://all.rokin.or.jp/important/file/koronaguideline.pdf">https://all.rokin.or.jp/important/file/koronaguideline.pdf</a>
101	一般社団法人 生命保険協会	金融庁	<a href="https://www.seiho.or.jp/data/billboard/disaster05/pdf/01.pdf">https://www.seiho.or.jp/data/billboard/disaster05/pdf/01.pdf</a>
102	一般社団法人 損害保険協会	金融庁	<a href="https://www.sonpo.or.jp/news/covid-19/index.html">https://www.sonpo.or.jp/news/covid-19/index.html</a>
103	一般社団法人 日本クレジット協会	経済産業省	<a href="https://www.j-credit.or.jp/">https://www.j-credit.or.jp/</a>
104	公益社団法人 リース事業協会	経済産業省	6月上旬公表予定
105	鉄道連絡会（一般社団法人 日本民営鉄道協会・JR等）	国土交通省	<a href="http://www.mintetsu.or.jp/association/news/2020/15261.html">http://www.mintetsu.or.jp/association/news/2020/15261.html</a>
106	公益社団法人 日本バス協会	国土交通省	<a href="http://www.bus.or.jp/news/covid-19Guide.pdf">http://www.bus.or.jp/news/covid-19Guide.pdf</a>
107	一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	国土交通省	<a href="http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&amp;c=3111&amp;a=13">http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&amp;c=3111&amp;a=13</a>
108	一般社団法人 全国個人タクシー協会	国土交通省	<a href="http://www.kojin-taxi.or.jp/">http://www.kojin-taxi.or.jp/</a>
109	公益社団法人 全日本トラック協会	国土交通省	<a href="http://www.jta.or.jp/info/coronavirus_guideline.html">http://www.jta.or.jp/info/coronavirus_guideline.html</a>
110	日本内航海運組合総連合会	国土交通省	<a href="http://www.naiko-kaiun.or.jp/">http://www.naiko-kaiun.or.jp/</a>
111	一般社団法人 日本旅客船協会	国土交通省	<a href="https://www.iships.or.jp/news_detail.php?id=7554">https://www.iships.or.jp/news_detail.php?id=7554</a>
112	⑲物流、運送 一般社団法人 日本船主協会	国土交通省	<a href="http://www.jsanet.or.jp/covid-19/index.html">http://www.jsanet.or.jp/covid-19/index.html</a>
113	一般社団法人 日本外航客船協会	国土交通省	<a href="http://www.iopa.or.jp/document/covid19-guidelines.pdf">http://www.iopa.or.jp/document/covid19-guidelines.pdf</a>
114	日本船舶代理店協会	国土交通省	<a href="https://www.sendaikyo.org/">https://www.sendaikyo.org/</a>
115	外航船舶代理店業協会	国土交通省	<a href="http://www.jafsa.jp/">http://www.jafsa.jp/</a>
116	定期航空協会 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	国土交通省	<a href="http://teikokyo.gr.jp/">http://teikokyo.gr.jp/</a> <a href="http://www.air-terminal.or.jp/">http://www.air-terminal.or.jp/</a>
117	一般社団法人 日本旅行業協会 一般社団法人 全国旅行業協会	国土交通省	<a href="https://www.jata-net.or.jp/virus/200514_crrspndncguideline.html">https://www.jata-net.or.jp/virus/200514_crrspndncguideline.html</a>
118	一般社団法人 日本倉庫協会	国土交通省	<a href="https://www.nissokyo.or.jp/index.php">https://www.nissokyo.or.jp/index.php</a>
119	一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	国土交通省	<a href="http://www.jarw.or.jp/">http://www.jarw.or.jp/</a>
120	公益社団法人 全国通運連盟 一般社団法人 航空貨物運送協会 一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会 日本内航運送取扱業海運組合	国土交通省	<a href="http://www.t-renmei.or.jp/">http://www.t-renmei.or.jp/</a> <a href="http://www.iafa.or.jp/">http://www.iafa.or.jp/</a> <a href="https://www.iiffa.or.jp/">https://www.iiffa.or.jp/</a>
121	⑲物流、運送 全国トラックターミナル協会	国土交通省	<a href="http://www.zentakyo.jp/">http://www.zentakyo.jp/</a>
122	日本郵便株式会社	総務省	<a href="https://www.post.japanpost.jp/">https://www.post.japanpost.jp/</a>
123	一般社団法人 日本港運協会	国土交通省	<a href="http://jhta.or.jp/docs/corona20200518.pdf">http://jhta.or.jp/docs/corona20200518.pdf</a>
124	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	<a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html</a>
125	⑳製造業全般 一般社団法人 日本造船工業会	国土交通省	<a href="https://www.sajn.or.jp/">https://www.sajn.or.jp/</a>
126	一般社団法人 日本中小型造船工業会	国土交通省	<a href="http://www.cais.or.jp/01detail.html?id=1451">http://www.cais.or.jp/01detail.html?id=1451</a>
127	一般社団法人 情報サービス産業協会	経済産業省	<a href="https://www.jisa.or.jp/">https://www.jisa.or.jp/</a>
128	㉑オフィス事務全般 一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	<a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html</a>
129	㉒企業活動、治安維持 一般社団法人 全国警備業協会	警察庁	<a href="http://www.ajssa.or.jp/">http://www.ajssa.or.jp/</a>
130	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	厚生労働省	5月末公表予定
131	㉓行政サービス 日本公証人連合会	法務省	<a href="http://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20200514.html">http://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20200514.html</a>

※上記のほか、学校、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。